

## 区域計画の変更内容（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

(国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

- ① 東急不動産株式会社及び鹿島建設株式会社が、竹芝地区において、所有地の活用により、新産業貿易センターと一体的にコンテンツ研究・人材育成拠点、外国人居住者等の生活支援施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙1～3のとおり決定又は変更する。【平成27年10月に着工予定】
  - ・東京都市計画都市再生特別地区（竹芝地区） 別紙1
  - ・東京都市計画地区計画竹芝地区地区計画 別紙2
  - ・東京都市計画道路港歩行者専用道第8号線 別紙3
- ② 森トラスト株式会社が、虎ノ門四丁目地区において、地域資源を活用した産業育成・海外展開を支援するビジネス支援施設、外国人居住者等の生活支援施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙4のとおり変更する。【平成28年1月に着工予定】
  - ・東京都市計画都市再生特別地区（虎ノ門四丁目地区） 別紙4

#### (3) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

丸の内仲通り、行幸通り、川端緑道及び千代田歩行者専用道第5号線において、大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会等が、道路法の特例を活用し、イベントの開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置等により、都心型MICE及び都市観光の推進を図る。

本事業に係る施設等の種類は、国家戦略特別区域法施行令第5条第5号のイ～ハ、当該施設等を設ける道路の区域は別添1のとおりとする。

(事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発の実施などの措置を併せて講ずる)

(4) 名称：保険外併用療養に関する特例 関連事業

内容：保険外併用療養に関する特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ若しくはオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって、日本においては未承認の医薬品等又は日本において適応外の医薬品等を用いる技術すべてを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、迅速に先進医療を提供できるようにする。

④ 公益財団法人がん研究会（東京都江東区）

(例) 大腸腫瘍に対する腹腔鏡・内視鏡合同結腸楔状切除術など

⑤ 学校法人順天堂順天堂大学医学部附属順天堂医院（東京都文京区）

(例) 呼吸器・婦人科系等の抗がん薬、分子標的治療薬など

⑥ 国立大学法人東京医科歯科大学（東京都文京区）

(例) 全身性エリテマトーデスに対するミコフェノール酸療法、難治性関節リウマチに対するリツキシマブ療法など

(5) 名称：国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容：病床規制に係る医療法の特例

(国家戦略特別区域法第 14 条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事業)

⑤ 慶應義塾大学病院（東京都新宿区）が、クローン病や膠原病等の革新的な医薬品の開発、手術等を行い、先進的な医療を迅速に提供し、実用化するため、新たに病床 18 床を整備する。【平成 30 年度中に実施】

⑥ 学校法人順天堂順天堂大学医学部附属順天堂医院（東京都文京区）が、質の高い手術であるダヴィンチ手術の膀胱がん、子宮体がん、大腸がん等への拡大、ラジオ波治療の肝外腫瘍への拡大、皮膚難治性潰瘍による下肢切断等の回避を可能とする再生治療等先進医療を提供するため、新たに病床 12 床を整備する。【平成 28 年度中に実施】

#### 4 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、医療、都市再生等の総合的な規制改革の実現、さらには東京開業ワンストップセンターの設立による対日投資効果の向上が図られ、東京圏における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

#### 5 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

事項：外国人を含めた開業を促進するための「東京開業ワンストップセンター」の設置  
内容：

外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等並びに外国人の在留資格認定証明書交付申請（以下、「法人設立等申請」という。）のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続きの支援を総合的に行う「東京開業ワンストップセンター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。

##### 【4月1日に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び東京都
- ii) 設置場所：独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）本部7階（アーク森ビル：東京都港区赤坂1-12-32）
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者、行政手続相談員を配置する。
  - ・施設長は、組織運営に長けた者を1名配置し、本事業が「区域方針」及び「東京圏国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、運営委員会（仮称）を開催し、センターの運営を円滑に実施するために必要な連絡調整を各省庁及び東京都と行う。また施設長は、その運営に関する責任を負う。
  - ・事務責任者（1名）は、東京都が配置し、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。
  - ・行政手続相談員は、法人設立等申請の行政手続きに精通していると認められる職員又は専門家を各省庁（日本年金機構など各省庁所管法人含む）及び東京都が配置する。
- iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

なお、企業の要望に応じ、通訳や翻訳サービス等による多言語対応を実施する。

  - ・行政手続相談員による申請書等の作成支援又は受付
  - ・センターから各省庁の管轄する窓口への申請文書等の送付
  - ・手続後の発行書類の手交又は管轄からの事業者への郵送

・セミナーの開催によるセンターの取組の広報 等

v) その他：センターには事務責任者、行政手続相談員が常駐し、相談対応時間は、月・火・水・木・金曜日（国民の祝日及び年末・年始（12月29日～1月3日）を除く）の午前9時30分から午後5時30分までとする。（但し、企業の需要等を踏まえたサービス提供体制を構築する観点から、半年後に、必要に応じ、運営委員会において、この規定を見直すこととする。）

東京都が取り組む外国企業支援窓口「ビジネスコンシェルジュ東京」や、国家戦略特区の取組である「東京圏雇用労働相談センター」及び外国企業の日本進出を支援する「ジェトロ対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）」等との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。



その他の既決定の地区	面積	位置
都市再生特別地区(大崎駅西口E東地区)	約 2.4 ha	品川区大崎二丁目及び大崎三丁目各地下内
都市再生特別地区(大崎駅西口A地区)	約 1.8 ha	品川区大崎二丁目各地下内
都市再生特別地区(丸の内1-1地区)	約 1.2 ha	千代田区丸の内一丁目及び中央区八重洲一丁目各地下内
都市再生特別地区(大手町地区)	約 16.2 ha	千代田区大手町一丁目及び大手町二丁目並びに中央区八重洲一丁目各地下内
都市再生特別地区(西新宿一丁目7地区)	約 0.9 ha	新宿区西新宿一丁目各地下内
都市再生特別地区(丸の内2-1地区)	約 1.7 ha	千代田区丸の内二丁目各地下内
都市再生特別地区(淡路町二丁目西部地区)	約 2.2 ha	千代田区神田淡路町二丁目各地下内
都市再生特別地区(大手町一丁目6地区)	約 1.5 ha	千代田区大手町一丁目各地下内
都市再生特別地区(日本橋室町東地区)	約 1.8 ha	中央区日本橋室町一丁目及び日本橋室町二丁目各地下内
都市再生特別地区(北品川五丁目第1地区)	約 3.6 ha	品川区北品川五丁目各地下内
都市再生特別地区(銀座四丁目6地区)	約 0.9 ha	中央区銀座四丁目各地下内
都市再生特別地区(渋谷二丁目21地区)	約 1.1 ha	渋谷区渋谷二丁目各地下内
都市再生特別地区(神田駿河台三丁目9地区)	約 2.2 ha	千代田区神田駿河台三丁目各地下内
都市再生特別地区(京橋二丁目16地区)	約 0.7 ha	中央区京橋二丁目各地下内
都市再生特別地区(丸の内二丁目7地区)	約 1.7 ha	千代田区丸の内二丁目各地下内
都市再生特別地区(京橋二丁目3地区)	約 1.0 ha	中央区京橋二丁目各地下内
都市再生特別地区(銀座四丁目12地区)	約 1.0 ha	中央区銀座四丁目各地下内
都市再生特別地区(神田駿河台四丁目6地区)	約 1.3 ha	千代田区神田駿河台四丁目各地下内
都市再生特別地区(京橋三丁目1地区)	約 1.3 ha	中央区京橋三丁目各地下内
都市再生特別地区(丸の内一丁目1-12地区)	約 1.3 ha	千代田区丸の内一丁目及び中央区八重洲一丁目各地下内
都市再生特別地区(銀座六丁目10地区)	約 1.4 ha	中央区銀座六丁目各地下内
都市再生特別地区(日本橋二丁目地区)	約 4.8 ha	中央区日本橋二丁目各地下内
都市再生特別地区(大手町一丁目1地区)	約 2.4 ha	千代田区大手町一丁目各地下内
都市再生特別地区(浜松町二丁目4地区)	約 3.2 ha	港区浜松町二丁目各地下内
都市再生特別地区(渋谷駅地区)	約 4.9 ha	渋谷区渋谷二丁目、道玄坂一丁目及び道玄坂二丁目各地下内
都市再生特別地区(渋谷三丁目21地区)	約 1.0 ha	渋谷区渋谷二丁目及び渋谷三丁目各地下内
都市再生特別地区(日比谷地区)	約 1.4 ha	千代田区有楽町一丁目各地下内
都市再生特別地区(虎ノ門二丁目地区)	約 2.9 ha	港区虎ノ門二丁目及び赤坂一丁目各地下内
都市再生特別地区(桜丘町1地区)	約 2.6 ha	渋谷区桜丘町及び道玄坂一丁目各地下内
都市再生特別地区(丸の内三丁目10地区)	約 1.6 ha	千代田区丸の内三丁目各地下内
小計	約 72.0 ha	
今回同時に変更する地区		
都市再生特別地区(竹芝地区) ※本件	約 2.4 ha	港区海岸一丁目各地下内
都市再生特別地区(虎ノ門四丁目地区)	約 1.8 ha	港区虎ノ門三丁目及び虎ノ門四丁目各地下内
合計	約 76.2 ha	

「位置、区域、高さの最高限度及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再生特別地区を変更する。

# 東京都市計画都市再生特別地区 竹芝地区 位置図



この地図は、東京都縮尺1/2,500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）26都市基街測第97号、平成26年8月14日  
 この地図は、国土地理院長の承認（平19国地関公第377号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（26都市基第193号）して作成したものである。無断複製を禁ず。

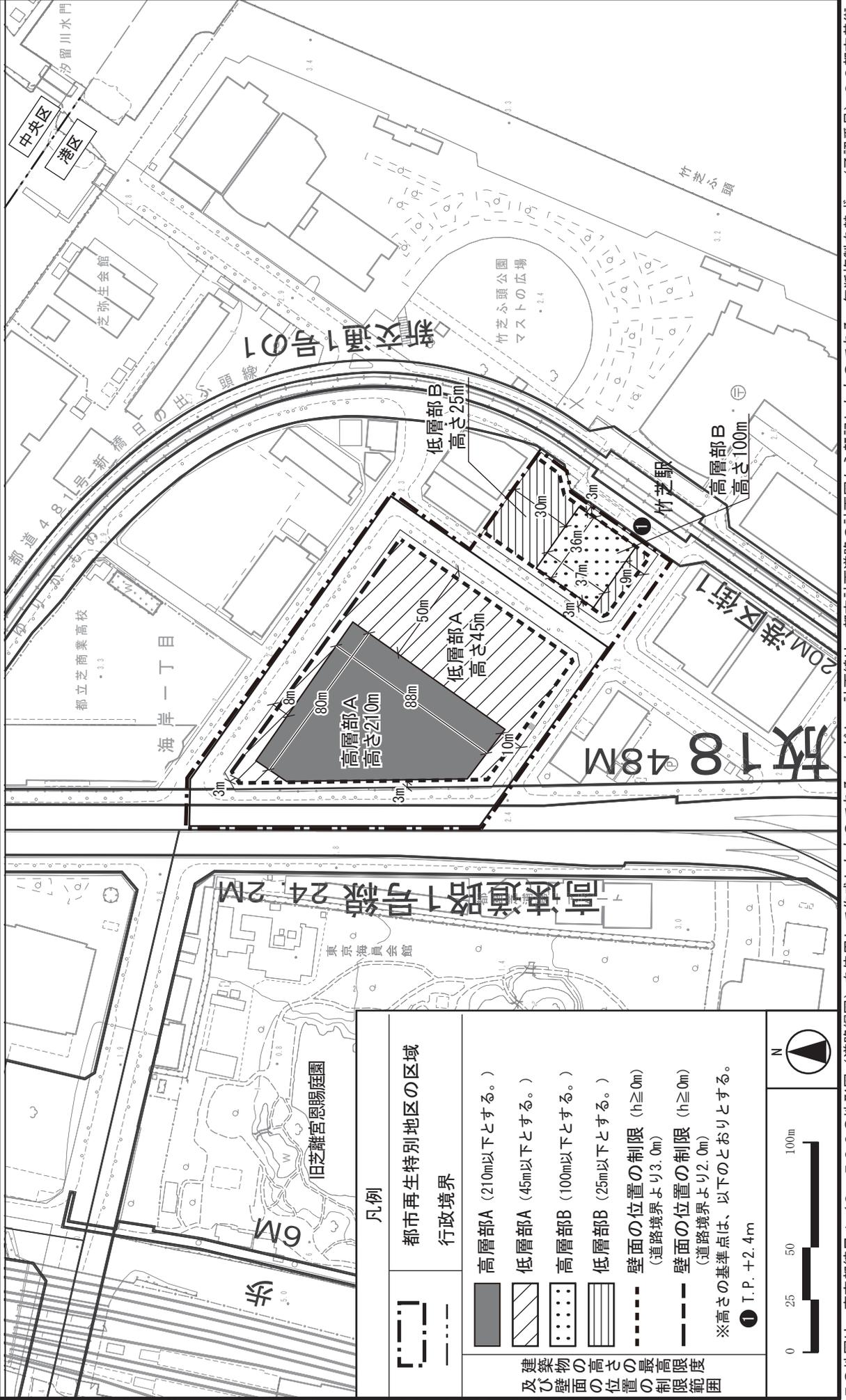
# 東京都市計画都市再生特別地区 竹芝地区 計画図1



この地図は、東京都市計画都市再生特別地区の計画図であり、都市計画道路の計画図から転記したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）26都市基街測第97号、平成26年8月14日

この地図は、国土地理院長の承認（平19国地関公第377号）を得て作成した東京都市計画図（S=1:2,500）を使用（26都市基交第193号）して作成したものである。無断複製を禁ず。

# 東京都市計画都市再生特別地区 竹芝地区 計画図 2



この地図は、東京都縮尺1/2,500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）26都市基街測第97号、平成26年8月14日  
この地図は、国土地理院長の承認（平19国地関公第377号）を得て作成した東京都市地形図（S=1:2,500）を使用（26都市基交第193号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

# 東京都市計画都市再生特別地区 竹芝地区 別添図



この地図は、東京都縮尺1/2,500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）26都市基街測第97号、平成26年8月14日  
この地図は、国土地理院長の承認（平19国地関公第377号）を得て作成した東京都市基街測（平19国地関公第377号）を使用（26都市基交第193号）して作成したものである。無断複製を禁ず。

東京都市計画地区計画の決定

都市計画竹芝地区地区計画を次のように決定する。

<p>名 称</p>	<p>竹芝地区地区計画</p>
<p>位 置</p>	<p>東京都港区海岸一丁目地内</p>
<p>面 積</p>	<p>約2.4ha</p>
<p>地区計画の目標</p>	<p>本地区は、東京湾沿岸部に位置し、ゆりかもめ竹芝駅をはじめ、JR浜松町駅、東京モノレール浜松町駅、地下鉄大門駅に近接するほか、都内観光地への水上交通機能を持つ日の出桟橋や、島しょ地域への玄関口である竹芝客船ターミナルに隣接し、陸・海・空の交通利便性が高い地区である。また、東京湾に面した開放的な水辺景観や、浜離宮恩賜庭園、旧芝離宮恩賜庭園という歴史的文化的遺産、にぎわい施設である劇場があり、海・緑・歴史・文化といった豊かな環境資源を有している。しかし、本地区と浜松町駅周辺を結ぶ歩行者ネットワークの不足、海岸通り、首都高速道路によるにぎわいの分断、本地区を含む周辺地域の建築物の老朽化など地域の魅力を発揮できない課題を抱えている。</p> <p>東京圏国家戦略特別区域に関する区域方針では、目標として、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出することとしている。</p> <p>また、都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域の地域整備方針では、地域の資源である浜離宮恩賜庭園、旧芝離宮恩賜庭園や海を意識しながら景観や環境にも配慮しつつ、内外の企業が魅力を感じられる国際競争力の高いビジネス拠点を形成することを目標に、エリアマネジメントとの連携も図りつつ、防災性の向上やエネルギー対策を推進することや、浜松町駅から竹芝ふ頭に至る歩行者動線の強化や緑の創出・ネットワークの充実を図り、地区内の回遊性の向上や小笠原及び伊豆七島への玄関口としてふさわしい景観を形成するなどの方針が挙げられている。現在、こうしたまちづくりを実現するため、官民のパートナーシップによるエリアマネジメントの推進、民間活力による都用地の総合的活用を図る「都市再生ステップアップ・プロジェクト（竹芝地区）」が開かれている。</p> <p>こうしたことから、東京圏の区域計画（素案）では、本地区において、都用地の活用により、新産業貿易センターと一体整備し、コンテナ研究・人材育成拠点及び外国人居住者等の生活支援施設等の整備を行うこととしたところである。また、併せて、都用地の機能更新を契機に、浜松町駅から竹芝ふ頭に至る利便性が高く安全で快適な歩行者ネットワークを形成するとともに、防災対応力の強化や、周辺環境資源との連続性を意識した質の高い都市空間の形成など、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新により、国際性豊かなにぎわいのあるビジネス拠点の形成を図る。</p>
<p>地区に関する開発の方向性及び整備方針</p>	<p>地区の立地特性を踏まえ、土地の合理的かつ健全な高度利用と魅力ある複合市街地の形成を図るため、土地利用の方針を以下のよう定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 陸・海・空の交通利便性を踏まえ、業務、商業、文化・交流、住宅等の多様な機能の集積に加え、業務支援機能、生活支援機能の充実を図り、国際性豊かなにぎわいのある複合市街地の形成を誘導する。</li> <li>2 浜松町駅や竹芝ふ頭・竹芝駅をつなぐ立体的な歩行者動線を形成し、浜松町駅周辺と一体となるにぎわいの誘導及び公共施設間のバリアフリー化を図る。</li> <li>3 多様なオープンスペースの整備を通じ、地域のにぎわいや交流の創出、回遊性の向上を図る。</li> <li>4 地域の防災拠点として、地区内外とも連携した防災機能の充実を図り、災害に強いまちづくりを進める。</li> </ol> <p>土地利用の方針</p>

<p>区域の整備・開発及び保全に関する方針</p>	<p>地区施設の整備の方針</p> <p>地区施設の整備の方針</p> <p>建築物等の整備の方針</p> <p>その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針</p>	<p>安全で快適な歩行者空間の確保等による快適な都市空間の形成を図るため、地区施設の整備の方針を以下のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域のにぎわいや回遊性向上に資する歩行者の滞留・集散空間として、竹芝通り沿いの地上部、デッキ部に緑豊かな広場を整備する。</li> <li>2 地域の住民や来訪者の憩い空間として、地区南側道路沿いの地上部に緑豊かな広場を整備する。</li> <li>3 浜松町駅と竹芝ふ頭・竹芝駅をつなぐバリアフリー化された歩行者ネットワークを形成するため、新たに歩行者専用通路を整備する。</li> <li>4 周辺地区とのつながりに配慮した、安全で快適なゆとりのある歩道状空地を整備する。 <p>周辺の環境資源との連続性を意識した質の高い都市空間の形成を図るため、建築物等の整備の方針を以下のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区にふさわしい都市機能の誘導を図るため、建築物等の用途の制限を定める。</li> <li>2 安全で快適な歩行者空間を確保し、回遊性の向上を図るため、壁面の位置及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。</li> <li>3 旧芝離宮恩賜庭園や浜離宮恩賜庭園等、周辺環境と調和した魅力ある都市景観の形成を図るため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然エネルギーの有効活用や熱負荷低減効果の高い外装材の活用などを積極的にを行うことにより、環境負荷低減に努めるとともに、地域冷暖房施設の導入による地域全体の熱供給能力の強化を図る。</li> <li>2 エリアマネジメントと連携した災害時における帰宅困難者の支援や、自立分散型エネルギーの導入を図る。</li> <li>3 都心部におけるヒートアイランド現象の緩和や旧芝離宮恩賜庭園等との緑のネットワーク形成に寄与するため、地区内の緑化を積極的に推進する。</li> </ol> </li></ol>																																					
<p>地区整備計画</p>	<p>地区施設の配置及び規模</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>名 称</th> <th>幅 員</th> <th>延 長</th> <th>面 積</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">その他の公共空地</td> <td>広場1号</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>約1,000㎡</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>広場2号</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>約200㎡</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>広場3号</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>約300㎡</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>広場4号</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>約250㎡</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>広場5号</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>約700㎡</td> <td>新設 3階デッキレベルで整備 歩行者専用通路1号と接続</td> </tr> <tr> <td>広場6号</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>約200㎡</td> <td>新設 2階デッキレベルで整備</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	名 称	幅 員	延 長	面 積	備 考	その他の公共空地	広場1号	—	—	約1,000㎡	新設	広場2号	—	—	約200㎡	新設	広場3号	—	—	約300㎡	新設	広場4号	—	—	約250㎡	新設	広場5号	—	—	約700㎡	新設 3階デッキレベルで整備 歩行者専用通路1号と接続	広場6号	—	—	約200㎡	新設 2階デッキレベルで整備
種 類	名 称	幅 員	延 長	面 積	備 考																																		
その他の公共空地	広場1号	—	—	約1,000㎡	新設																																		
	広場2号	—	—	約200㎡	新設																																		
	広場3号	—	—	約300㎡	新設																																		
	広場4号	—	—	約250㎡	新設																																		
	広場5号	—	—	約700㎡	新設 3階デッキレベルで整備 歩行者専用通路1号と接続																																		
	広場6号	—	—	約200㎡	新設 2階デッキレベルで整備																																		

地区区分		名称	面積	地区の区分	用途	規制	備考
地区施設の配置及び規模		<p>歩行者専用通路 1 号</p> <p>約 4m</p> <p>約 130m</p> <p>新設</p> <p>3階デッキレベルで整備 階段、昇降施設を含む 浜松町駅と接続する歩行者 デッキ、歩行者専用通路 2号 と接続</p>					
その他の公共空地		<p>歩行者専用通路 2号</p> <p>約 4m</p> <p>約 150m</p> <p>新設</p> <p>2階デッキレベルで整備 昇降施設を含む 竹芝ふ頭と接続</p>					
		<p>歩行者専用通路 3号</p> <p>3m～4m</p> <p>約 30m</p> <p>新設</p> <p>2階デッキレベルで整備 竹芝駅と接続</p>					
		<p>歩道状空地 1号</p> <p>2m</p> <p>約 140m</p> <p>新設</p>					
		<p>歩道状空地 2号</p> <p>3m</p> <p>約 290m</p> <p>新設</p>					
		<p>歩道状空地 3号</p> <p>3m</p> <p>約 190m</p> <p>新設</p>					
		<p>A街区</p> <p>約 1.9ha</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第一号、第二号及び第七号に掲 げる風俗営業並びに同条第 5 項に該当する営業の用に供する建 築物は建築してはならない。</p>					
		<p>B街区</p> <p>約 0.5ha</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる風俗営業及び同条第 5 項に該当する営業の用に供する建築物は建築してはならない。</p>					
建築物等の用途の制限		<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。ただし、歩行者の回遊性及び利便性 を高めるために設ける歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等及びこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに 類するものはこの限りではない。</p>					
壁面の位置の制限		<p>広告物等、交通の妨げとなるような工作物を設置してはならない。</p>					
壁面後退区域における工作物の設置の制限		<p>1 建築物及び工作物の外観の色彩は、東京都景観計画及び港区景観計画の色彩基準に適合し、周辺環境と調和したものとす。 2 建築物及び工作物の形態及び意匠は、東京都景観計画及び港区景観計画に適合し、良好な都市景観の形成に資するものとする。</p>					
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限							

「地区計画の区域、地区整備計画の区域、地区施設の配置及び壁面の位置の制限については、計画面表示のとおり」

理由：都用地の機能更新を契機に、浜松町駅から竹芝ふ頭に至る利便性が高く安全で快適な歩行者ネットワークを形成するとともに、防災対応力の強化や、周辺環境資源との連続性を意識した質の高い都市空間の形成など、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新により、国際性豊かなにぎわいのあるビジネス拠点の形成を図るため、地区計画を決定する。

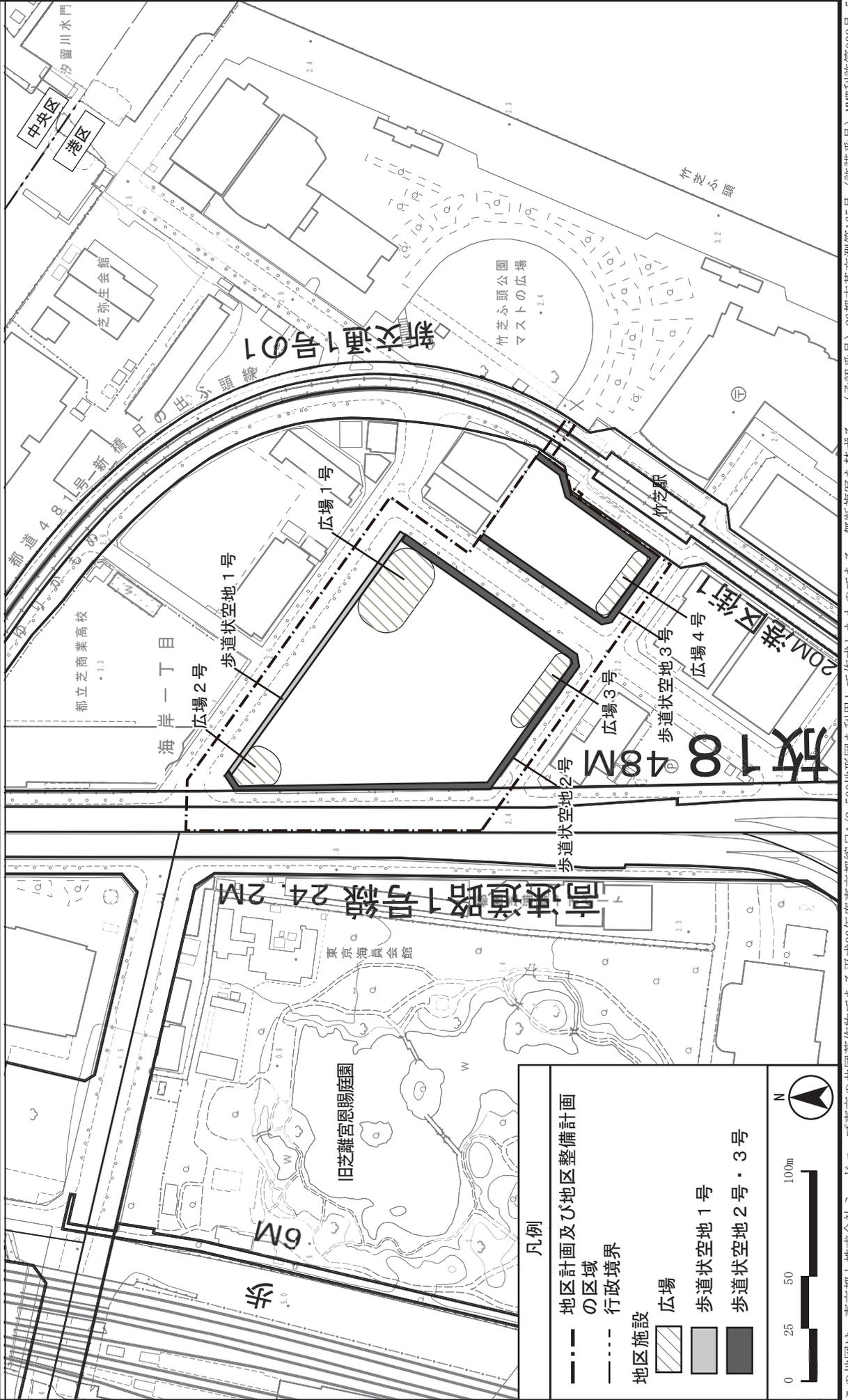
# 東京都市計画地区計画 竹芝地区地区計画 計画図1



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京共同著作物である平成23年度東京都縮尺1/2,500地形図を利用して作成したものである。無断複写を禁ずる。(承認番号) 26都市基交測第165号 (許諾番号) MMT利用許第039号-51  
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画区から転記したものである。(承認番号) 26都市基  
 街測第157号、平成26年10月15日

# 東京都市計画地区計画

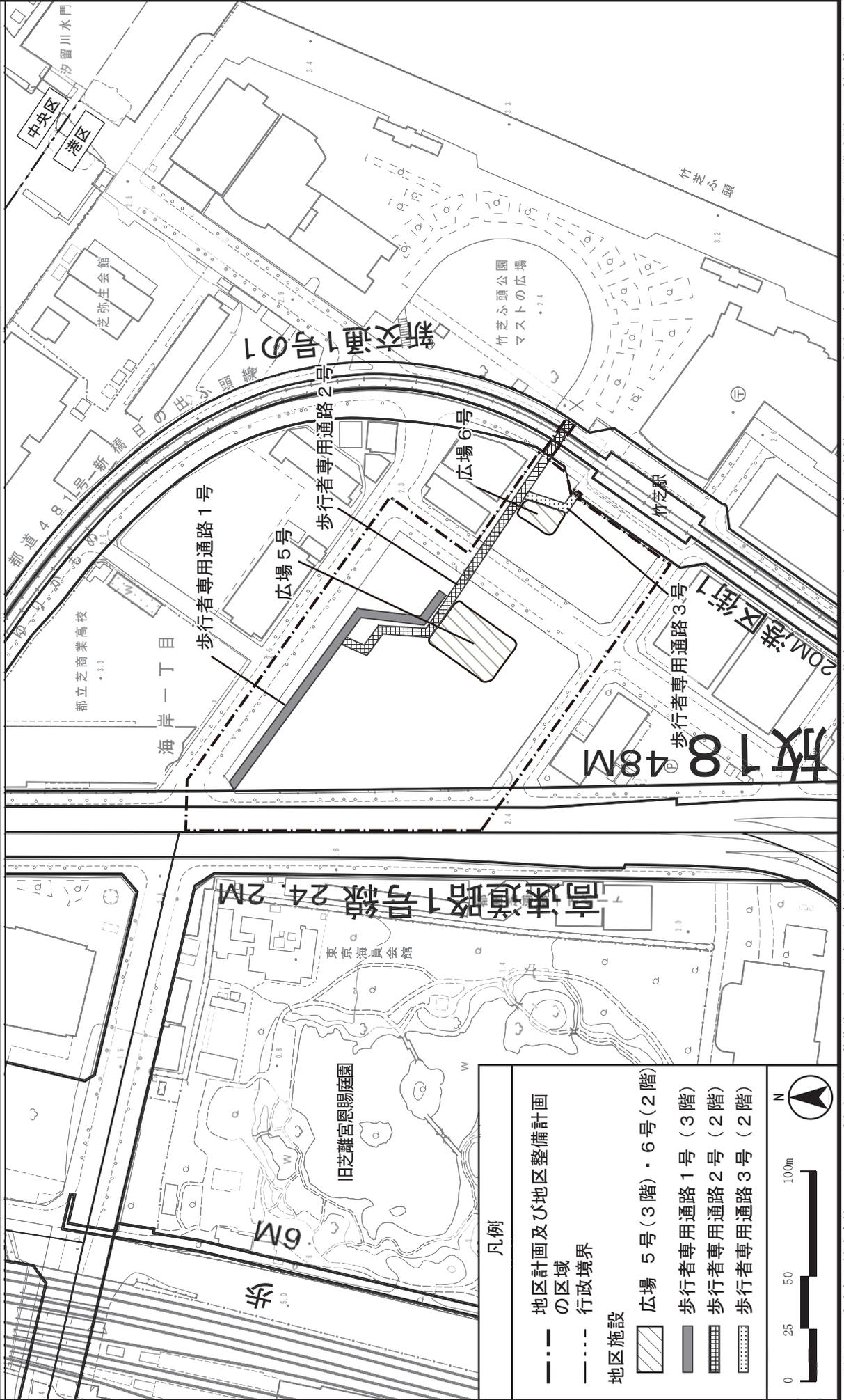
## 竹芝地区地区計画 計画図 2-1 【地上部】



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京の共同著作物である平成23年度東京都縮尺1/2,500地形図を利用して作成したものである。無断複写を禁ずる。(承諾番号) 26都市基交測第165号 (承諾番号) MMT利許第039号-51  
 この地区は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画区から転記したものである。(承認番号) 26都市基  
 街測第157号、平成26年10月15日

# 東京都市計画地区計画

## 竹芝地区地区計画 計画図 2-2 【2階～3階デッキ部】



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京の共同著作物である平成23年度東京都縮尺1/2,500地形図を利用して作成したものである。無断複写を禁ずる。(承認番号) 26都市基交測第165号 (許諾番号) MMT利許第039号-51  
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画区から転記したものである。(承認番号) 26都市基  
 測第157号、平成26年10月15日

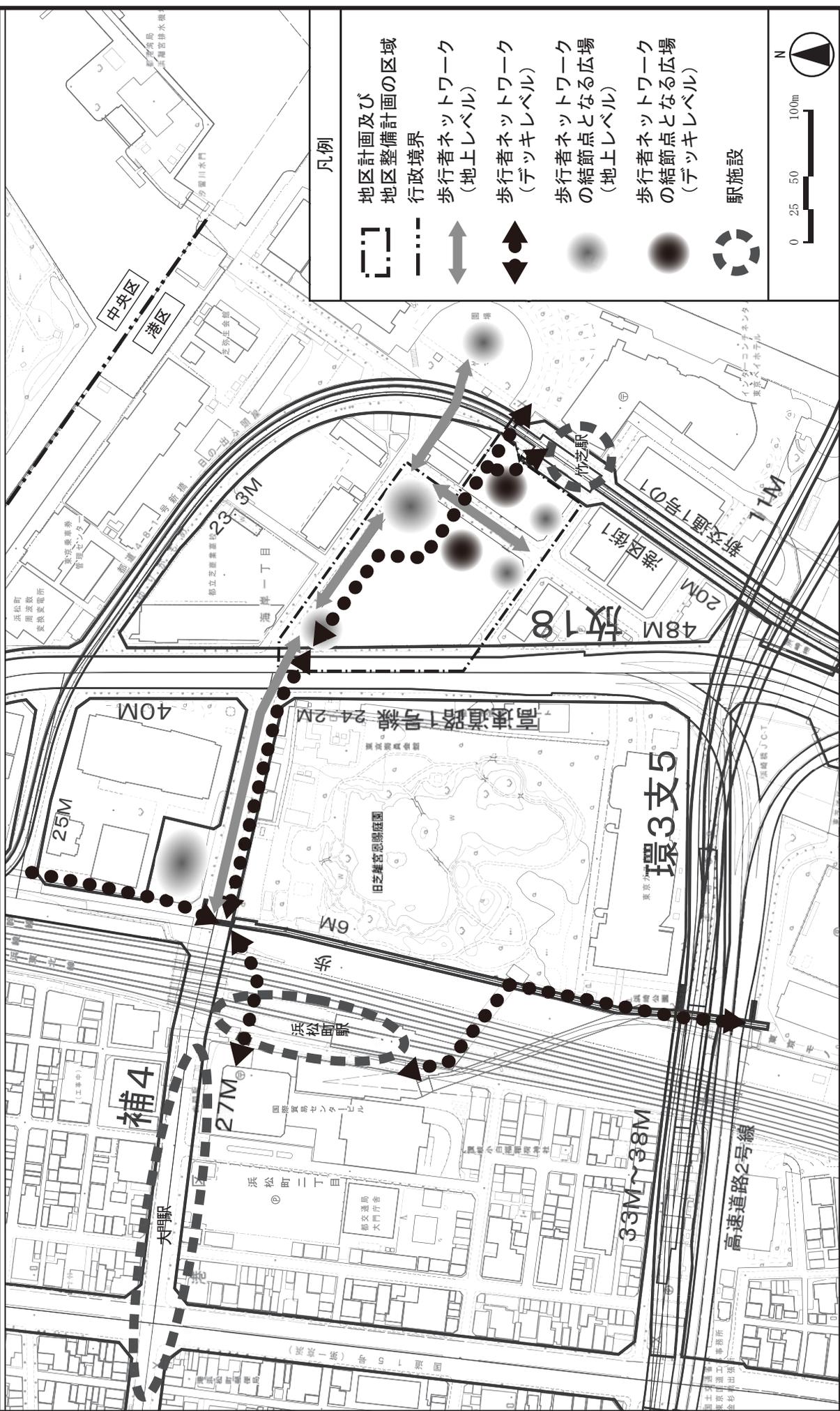
# 東京都市計画地区計画 竹芝地区地区計画 計画図3



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京の共同著作物である平成23年度東京都市縮尺1/2,500地形図を利用して作成したものである。無断複写を禁ずる。(承諾番号) 26都市基交測第165号 (承諾番号) MMT利用許第039号-51  
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画区から転記したものである。(承認番号) 26都市基  
 街測第157号、平成26年10月15日

# 東京都市計画地区計画

## 竹芝地区地区計画 方針付図 (参考図)



### 凡例

-  地区計画及び地区整備計画の区域
-  行政境界
-  歩行者ネットワーク (地上レベル)
-  歩行者ネットワーク (デッキレベル)
-  歩行者ネットワークの結節点となる広場 (地上レベル)
-  歩行者ネットワークの結節点となる広場 (デッキレベル)
-  駅施設



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京の共同著作物である平成23年度東京都縮尺1/2,500地形図を利用して作成したものである。無断複写を禁ずる。(承認番号) 26都市基交測第165号 (許諾番号) MMT利許第039号-51  
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図 (道路網図) を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画区から転記したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) 26都市基交測第157号、平成26年10月15日

## 東京都市計画道路の変更

東京都市計画道路に港歩行者専用道第8号線を次のように追加する。

種別	名称		位置		区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点		延長	構造形式	幅員		構造
特殊街路	港歩8	港歩行者専用道 第8号線	港区海岸 一丁目	港区海岸 一丁目	——	約230m	高上式	6m	地表面式区間における鉄道等との 交差の構造  幹線街路放射第18号線と 立体交差  都市高速道路第1号線と 立体交差	歩行者専用道路

「位置、区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由： 浜松町駅から竹芝ふ頭に至る歩行者ネットワークの強化や安全性の確保、にぎわいの一体性、災害時の防災機能の向上など、さらにその周辺へ至る広域のネットワーク形成を図るため、歩行者専用道を追加する。

# 東京都市計画道路歩行者専用道

# 計画図



**凡例**

- 計画変更新線 (Red solid line)
- 既定計画線 (Black dashed line)
- 行政境界 (Black dash-dot line)

0 25 50 100 200m

N

この地図は、東京都と株式会社ミッドマップ東京の共同著作物である平成23年度東京都縮尺1/2,500地形図を利用して作成したものである。無断複写を禁ずる。(承認番号) 26都市基交測第165号 (許諾番号) MMT利許第039号-51  
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図 (道路網図) を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) 26都市基  
 街測第157号、平成26年10月15日

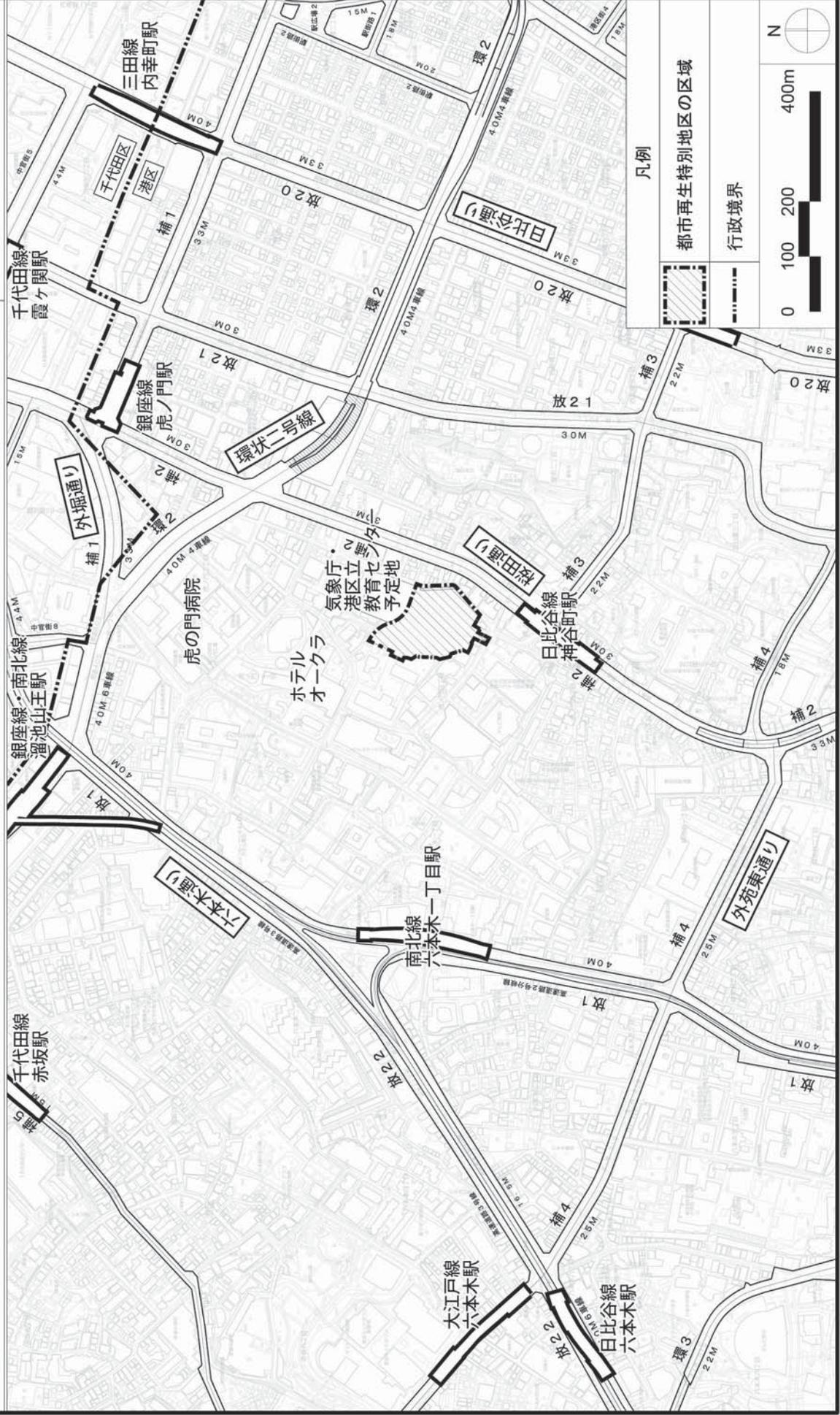
東京都計画都市再生特別地区の変更  
都市計画都市再生特別地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物その他の工 作物の誘 導すべき 用途	建築物の容 積率の最 高限度	建築物の容 積率の最 低限度	建築物の建 ぺい率の 最高限度	建築物の建 築面積の 最低限度	建築物の高 さの最高 限度	壁面の位置の制限	備考
都市再生 特別地区 (虎ノ門 四丁目地 区)	約1.8ha	—	100/10 (注1) ただし、以 12/10以上をサ アメント、ホ ステルを含む 生活支援産 業施設及びこ れらに付随す る用途とする。	40/10	8/10 (注2)	500㎡ ただし、 区域内に 立地して いる神社 を解体し る場合は これを下 回りが できる。	高層部： GL+180m 低層部A： GL+20m 低層部B： GL+10m ※高さの基 準となるGL は T.P.+11.0m とする。 (注3)	建築物の外壁又 はこれに代わる柱 は計画図に示す壁 面線を越えてはな らない。 ただし、次の各号 の一に該当する建 築物等はこの限り ではない。 (1) 歩行者の回遊 性及び利便性を 高めるために設 ける階段、エス カレーター、エ レベーター等及 びこれらに設置 される屋根、こ の柱、壁その他 の壁面に類する もの (2) 歩行者の快適 性を高めるため に設ける庇その他 の壁面に類する もの (3) 給排気施設の 部分	1 地域冷暖房施設の用に供する部分 は、4,200㎡を上 限として、容積率 の算定の基礎とな る延べ面積から除 く。(注1) 2 コージェネレー ション設備の用に 供する部分は、750 ㎡を上 限として、容積率 の算定の基礎とな る延べ面積から除 く。(注1) 3 中水道施設の用 に供する部分は、 500㎡を上 限として、容積率 算定の基礎とな る延べ面積から除 く。(注1) 4 大型受水槽室の 用に供する部分 は500㎡を上 限として、容積率 算定の基礎とな る延べ面積から除 く。(注1) 5 駅等から道路等 の公共空地に至 る動線、無理のな い経路上にある通 路、階段、傾斜路 、昇降機その他 これらに類する もの用に供する部 分は、1,000㎡ を上 限として、容積率 算定の基礎とな る延べ面積から除 く。(注1) 6 建築基準法第53 条第5項第一号に 該当する建築物に あつては、2/10 を加えた数値とす る。(注2) 7 建築基準法第2 条第1項第一号に 該当する建築物以 外の工作物につい ては除く。 (注3) 8 別添図のとおり 、地下歩行者通路 整備、道路整備及 び道路表層整備を 行う。

その他の既決定の地区	面積	位置
都市再生特別地区(大崎駅西口E東地区)	約 2.4 ha	品川区大崎二丁目及び大崎三丁目各地下
都市再生特別地区(大崎駅西口A地区)	約 1.8 ha	品川区大崎二丁目各地下
都市再生特別地区(丸の内1-1地区)	約 1.2 ha	千代田区丸の内一丁目及び中央区八重洲一丁目各地下
都市再生特別地区(大手町地区)	約 16.2 ha	千代田区大手町一丁目及び大塚町二丁目並びに中央区八重洲一丁目各地下
都市再生特別地区(西新宿一丁目7地区)	約 0.9 ha	新宿区西新宿一丁目各地下
都市再生特別地区(丸の内2-1地区)	約 1.7 ha	千代田区丸の内二丁目各地下
都市再生特別地区(淡路町二丁目西部地区)	約 2.2 ha	千代田区神田淡路町二丁目各地下
都市再生特別地区(大手町一丁目6地区)	約 1.5 ha	千代田区大手町一丁目各地下
都市再生特別地区(日本橋室町東地区)	約 1.8 ha	中央区日本橋室町一丁目及び日本橋室町二丁目各地下
都市再生特別地区(北品川五丁目第1地区)	約 3.6 ha	品川区北品川五丁目各地下
都市再生特別地区(銀座四丁目6地区)	約 0.9 ha	中央区銀座四丁目各地下
都市再生特別地区(渋谷二丁目2地区)	約 1.1 ha	渋谷区渋谷二丁目各地下
都市再生特別地区(神田駿河台三丁目9地区)	約 2.2 ha	千代田区神田駿河台三丁目各地下
都市再生特別地区(京橋二丁目16地区)	約 0.7 ha	中央区京橋二丁目各地下
都市再生特別地区(丸の内二丁目7地区)	約 1.7 ha	千代田区丸の内二丁目各地下
都市再生特別地区(京橋二丁目3地区)	約 1.0 ha	中央区京橋二丁目各地下
都市再生特別地区(銀座四丁目1地区)	約 1.0 ha	中央区銀座四丁目各地下
都市再生特別地区(神田駿河台四丁目6地区)	約 1.3 ha	千代田区神田駿河台四丁目各地下
都市再生特別地区(京橋三丁目1地区)	約 1.3 ha	中央区京橋三丁目各地下
都市再生特別地区(丸の内一丁目1-1地区)	約 1.3 ha	千代田区丸の内一丁目及び中央区八重洲一丁目各地下
都市再生特別地区(銀座六丁目10地区)	約 1.4 ha	中央区銀座六丁目各地下
都市再生特別地区(日本橋二丁目地区)	約 4.8 ha	中央区日本橋二丁目各地下
都市再生特別地区(大手町一丁目1地区)	約 2.4 ha	千代田区大手町一丁目各地下
都市再生特別地区(浜松町二丁目4地区)	約 3.2 ha	港区浜松町二丁目各地下
都市再生特別地区(渋谷駅地区)	約 4.9 ha	渋谷区渋谷二丁目、道玄坂一丁目及び道玄坂二丁目各地下
都市再生特別地区(渋谷三丁目2地区)	約 1.0 ha	渋谷区渋谷三丁目及び渋谷三丁目各地下
都市再生特別地区(日比谷地区)	約 1.4 ha	千代田区有楽町一丁目各地下
都市再生特別地区(虎ノ門二丁目地区)	約 2.9 ha	港区虎ノ門二丁目及び赤坂一丁目各地下
都市再生特別地区(桜丘町1地区)	約 2.6 ha	渋谷区桜丘町及び道玄坂一丁目各地下
都市再生特別地区(丸の内三丁目10地区)	約 1.6 ha	千代田区丸の内三丁目各地下
小計	約 72.0 ha	
今回同時に変更する地区		
都市再生特別地区(竹芝地区)	約 2.4 ha	港区海岸一丁目各地下
都市再生特別地区(虎ノ門四丁目地区) ※本件	約 1.8 ha	港区虎ノ門三丁目及び虎ノ門四丁目各地下
合計	約 76.2 ha	

「位置、区域、高さの最高限度及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」  
理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再生特別地区を変更する。

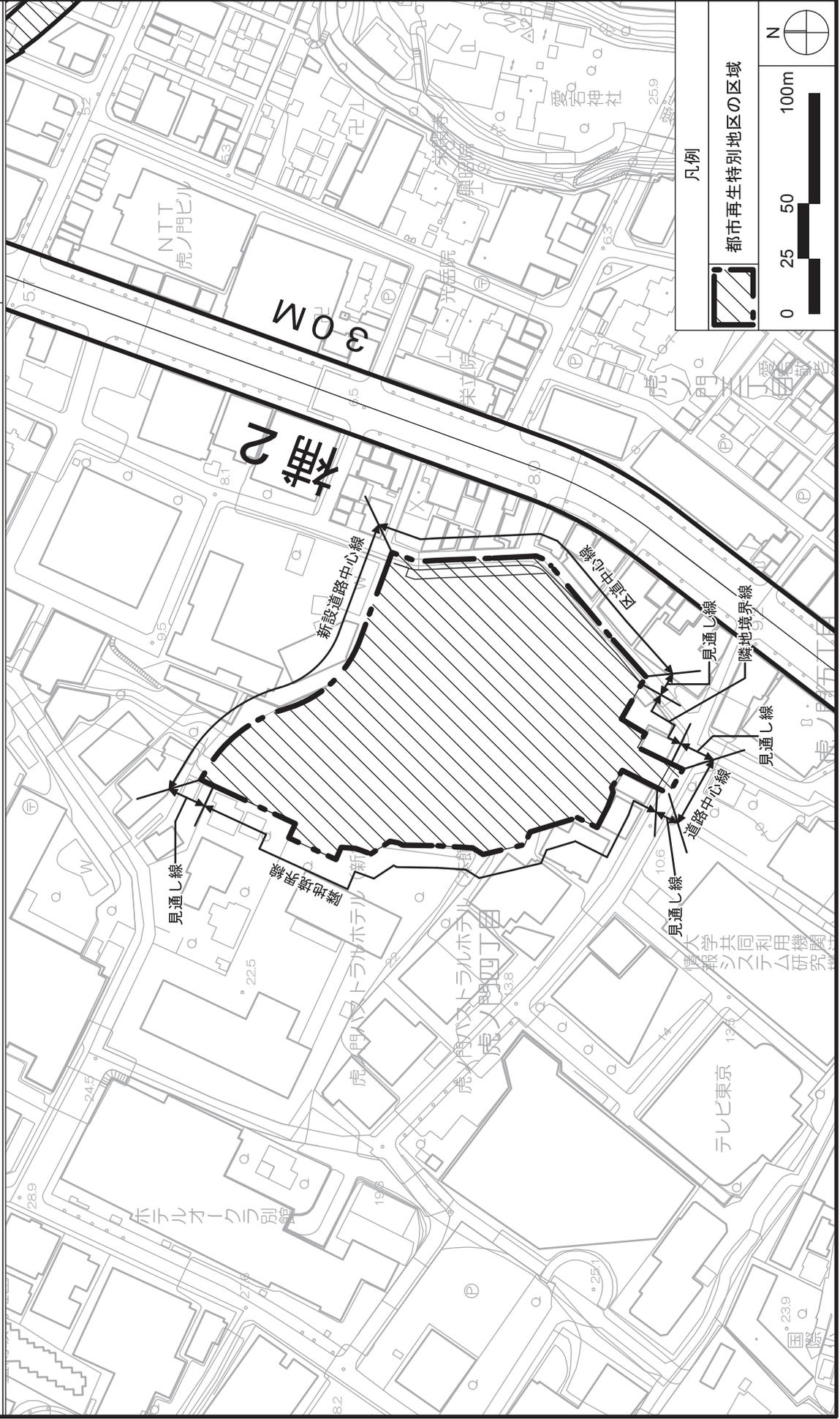
# 東京都計画都市再生特別地区 虎ノ門四丁目地区 位置図



この地図は、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)26都市基街測第98号、平成26年8月14日  
 この地図は、国土地理院長の承認(平19国地関公第377号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(26都市基交第192号)して作成したものである。無断複製を禁ず。

# 東京都市計画都市再生特別地区

## 虎ノ門四丁目地区 計画図1



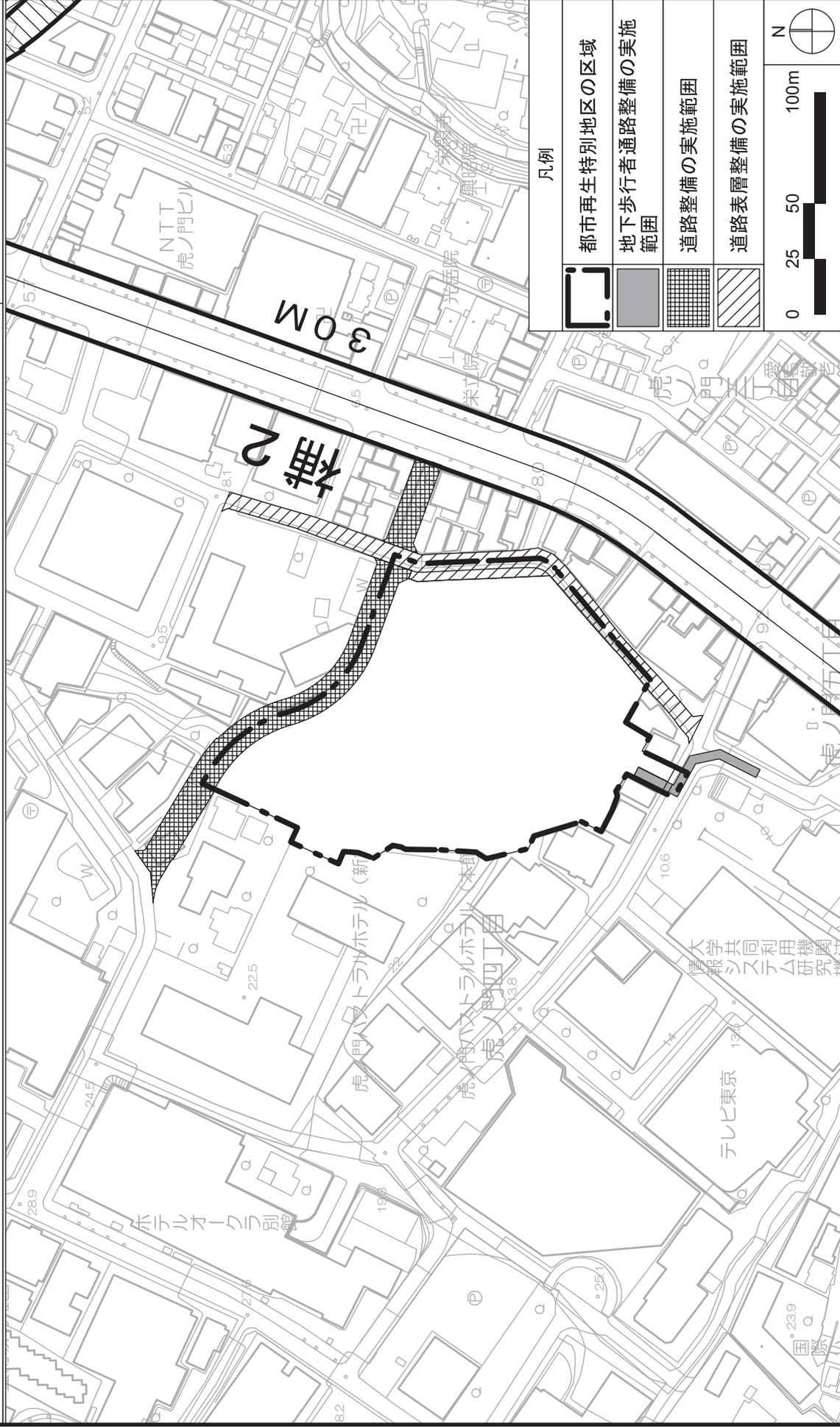
この地図は、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)26都市基街測第98号、平成26年8月14日

この地図は、国土地理院長の承認(平19国地関公第377号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(26都市基交第192号)して作成したものである。無断複製を禁ず。



# 東京都計画都市再生特別地区

## 虎ノ門四丁目地区 別添図



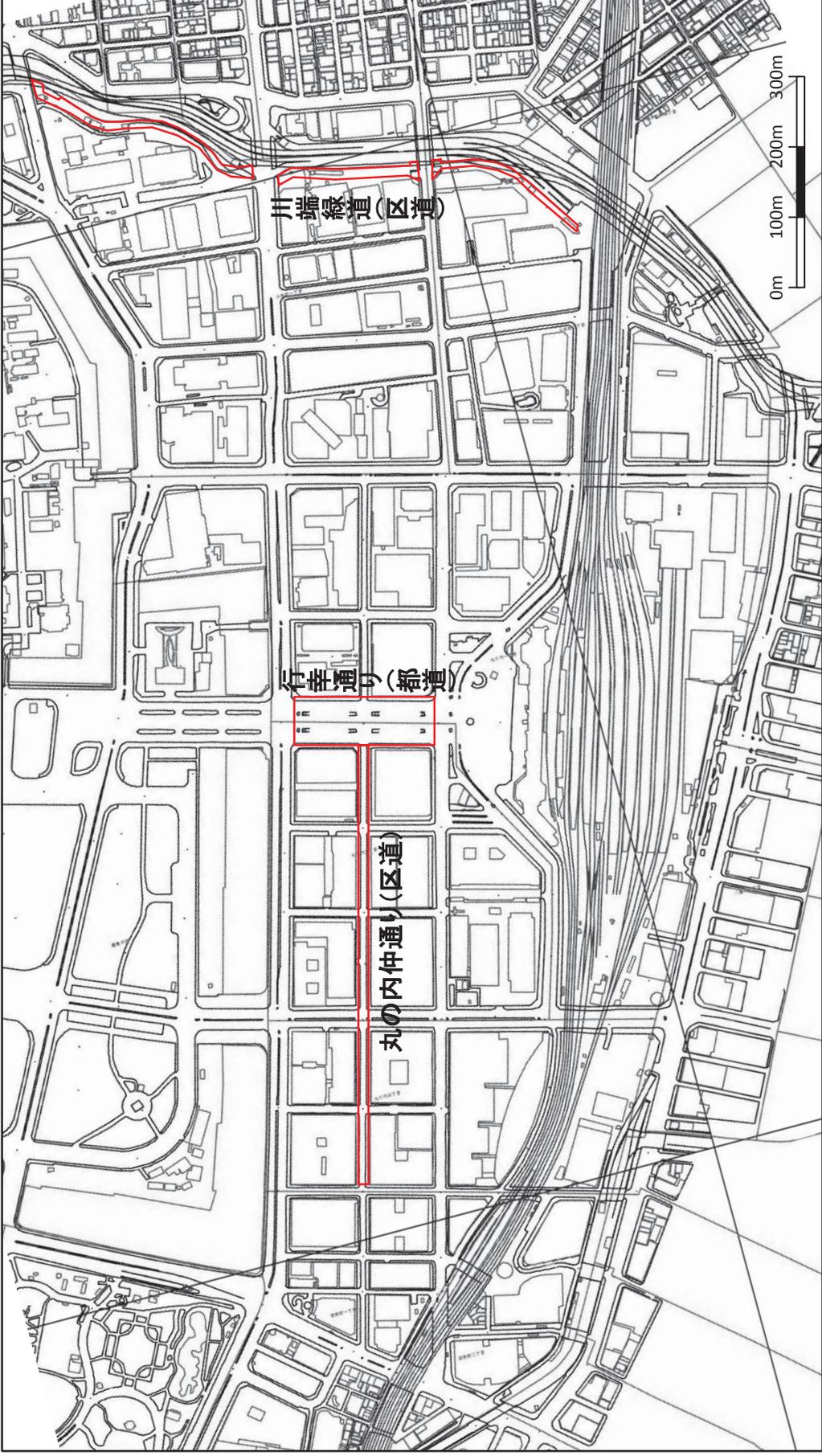
この地図は、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)26都市基街測第98号、平成26年8月14日

この地図は、国土地理院長の承認(平19国地関公第377号)を得て作成した東京都市地形図(S=1:2,500)を使用(26都市基交第192号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

# 国家戦略道路占用事業の適用区域(地上部分)

別添1

都道404号皇居前東京停車場線(行幸通り)、特別区道千第114,119号線(丸の内仲通り)、特別区道千第847,848,849号線(川端緑道)

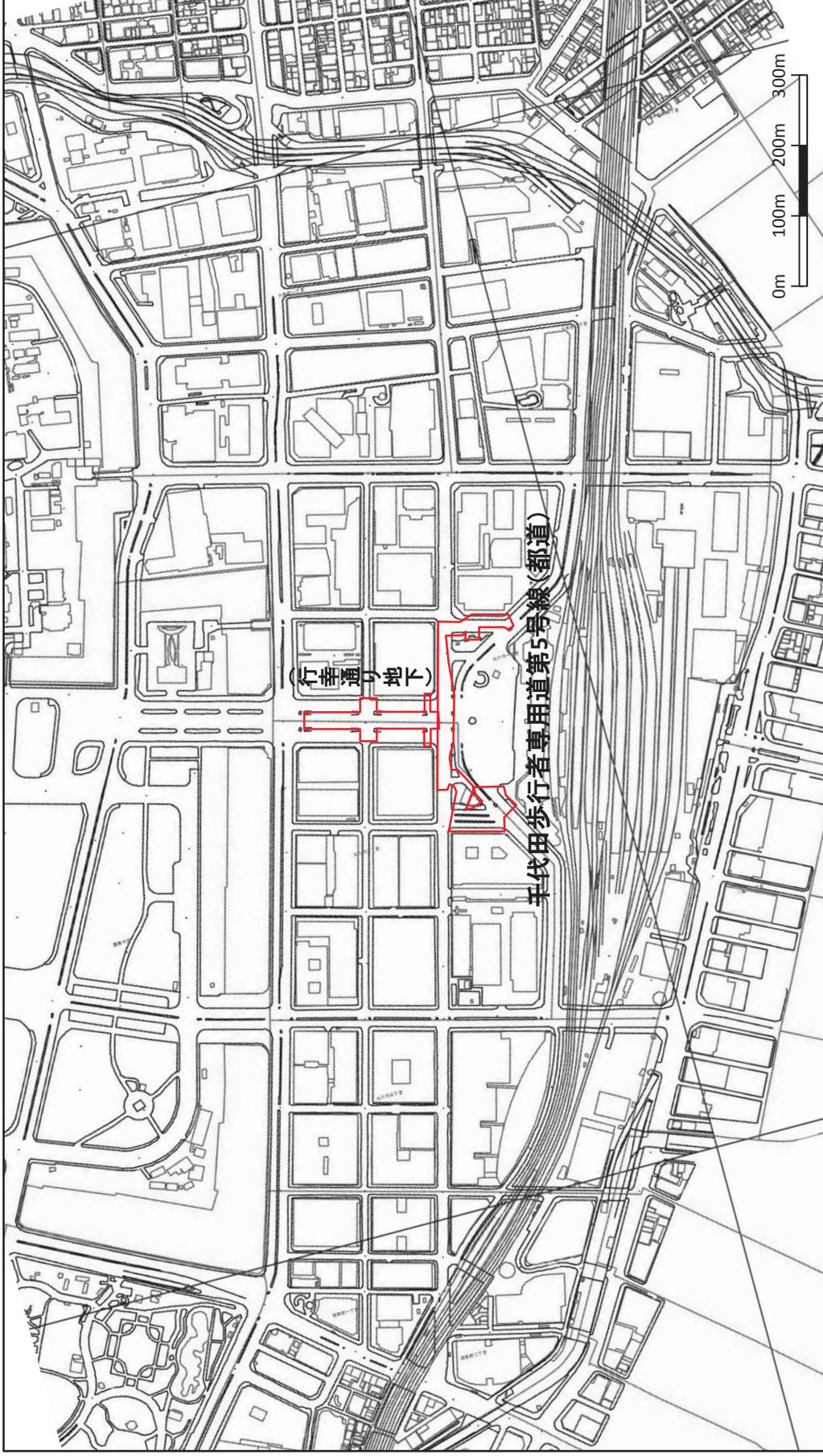


国家戦略道路占用事業を行う区域

\*道路占用許可対象外の民間の公開空地を一部含む

# 国家戦略道路占用事業の適用区域(地下部分)

千代田歩行者専用道第5号線



国家戦略道路占用事業を行う区域

\*全て占用許可対象